

# 山梨県公報

第二千七百六十一号

平成三十年

一月二十二日

月 曜 日

## 目 次

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一七
- 保安林の指定施業要件の変更(四件)……………一七
- 道路の供用開始……………一八

## 告 示

### 山梨県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上野原市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山梨市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 笛吹市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
    - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

県道	道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
高畑谷村停車場線			都留市金井字上段四九番一地从都留市金井字天神一三四番二地先まで		五〇・四	平成三十年一月二十二日